

令和6年度国民健康保険税などのお知らせ

令和6年度分から国民健康保険税の課税限度額が見直されます

国の税制改正により、国民健康保険税の後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられました。限度額を超えた分は減額されます。

課税限度額	区分	令和5年度	令和6年度	増減
	医療給付費分	65万円	65万円	—
	後期高齢者支援金分	22万円	24万円	+2万円
	介護納付金分	17万円	17万円	—
	合計	104万円	106万円	+2万円

国民健康保険税の軽減対象世帯が拡大されます

低所得世帯に対する均等割額^{※1}と平等割額^{※2}の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額が引き上げられました。

区分	令和5年度	令和6年度	改正箇所
5割軽減	43万円 + 29万円 × 被保険者数（特定同一世帯所属者 ^{※3} を含む） + 10万円 ×（給与所得者等 ^{※4} の数 - 1）以下	43万円 + 29.5万円 × 被保険者数（特定同一世帯所属者を含む） + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）以下	29万円 → 29.5万円
2割軽減	43万円 + 53.5万円 × 被保険者数（特定同一世帯所属者を含む） + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）以下	43万円 + 54.5万円 × 被保険者数（特定同一世帯所属者を含む） + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）以下	53.5万円 → 54.5万円

- ※1 均等割額…国保被保険者数 × 均等割額
- ※2 平等割額…1世帯に対する金額
- ※3 特定同一世帯所属者…国保から後期高齢者医療制度に移行した人
- ※4 給与所得者等…一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人

令和6年6月1日から国民健康保険の入院時食事療養標準負担額が変更されました

入院時食事療養標準負担額（自己負担額）

所得区分	標準負担額	
	変更前	変更後
住民税課税世帯	1食 460円	1食 490円
住民税非課税世帯	過去12か月で90日までの入院	1食 210円
	過去12か月で90日を超える入院	1食 160円
低所得者Ⅱ	1食 160円	1食 180円
低所得者Ⅰ	1食 100円	1食 110円



▲詳細はこちら

- ◎小児慢性特定疾病児童等または指定難病患者については260円→280円となります。
- ◎65歳以上の方が療養病棟に入院したときは、食費1食あたり460円→490円または420円→450円となります。
- ◎上記標準負担額は、高額療養費の対象とはなりません。

令和6年6月1日から後期高齢者医療の入院時食事療養標準負担額が変更されました

入院時食事療養標準負担額（自己負担額）

所得区分	変更前	変更後
① ②③以外の人	1食 460円	1食 490円
② 低所得者Ⅱ	過去12カ月の入院数が90日以下	1食 210円
	世帯全員が住民税非課税の人（③以外の人） 過去12カ月の入院数が90日超 ^{※1}	1食 160円
③ 【低所得者Ⅰ】 世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金所得の控除額は80万円とし計算）を差し引いた金額が0円となる人	1食 100円	1食 110円



▲詳細はこちら

- ※1 過去12カ月間で、低所得者Ⅱの減額認定証の交付を受けている期間の入院日数が対象です。
- ◎低所得者Ⅰおよび低所得者Ⅱに該当しない指定難病患者の食事療養標準負担額は、1食につき280円に変更となります。
- ◎入院時生活療養費は、食費1食につき460円→490円または420円→450円となります。
- ◎入院時食事療養標準負担額と入院時生活療養費は、高額療養費の対象とはなりません。